

平成21年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年 2 月10日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成21年2月10日（火）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 広域連合長あいさつ
- 第4 一般質問
- 第5 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第8号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第9号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第10号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第15 議案第11号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（17名）

3番 佐藤 ケイ子 君	4番 濱 欠 明 宏 君
5番 民部田 幾 夫 君	6番 千 田 力 君
7番 田 村 正 彦 君	8番 中 里 長 門 君
9番 吉 田 秀 一 君	10番 守 谷 祐 志 君
11番 岩 部 茂 君	13番 佐々木 幸 夫 君
14番 上 机 莞 治 君	15番 小 原 豊 明 君
16番 伊 藤 彬 君	17番 長 門 孝 則 君
18番 昆 忠 泰 君	19番 秋 元 厚 子 君
20番 浅 井 東兵衛 君	

欠席議員（3名）

1番 大 石 満 雄 君	2番 小 沢 昌 記 君
12番 多 田 欣 一 君	

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君	副広域連合長 稲 葉 暉 君
事務局長 川 口 展 世 君	総務課長 佐 藤 隆 治 君
業務課長 佐 藤 郁 夫 君	出納室長 太田代 充 章 君

職務のため出席した者

議 会 書 記 古 川 伸 也 君

議 会 書 記 藤 原 佳 奈 子 君

議 会 書 記 佐 藤 淳 君

開 会 午 後 2 時 3 0 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸夫君） これより平成21年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は17名であります。欠席の通告は大石満雄君、小沢昌記君、多田欣一君であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸夫君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果、報告3件があります。お手元に配付しておりますのでご了承を願います。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木幸夫君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、14番 上机莞治君、15番 小原豊明君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

◎連合長あいさつ

○議長（佐々木幸夫君） 日程第3、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成21年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

長寿医療制度は多くの関係者の方々の議論を経て、国民皆保険制度を将来にわたり維持していくため、現役世代と高齢者で共に支え合う仕組みとして、昨年4月1日に施行されたものであります。昨年6月には、国においては制度の周知が不十分であったことや制度の施行状況等を踏まえ、所得の低い方々への保険料の軽減対策など、きめ細やかな措置を講じたところであります。

この長寿医療制度の円滑な運営を図るため、1月27日に成立いたしました国の第2次補正

予算には、平成21年度における保険料軽減に必要な財源が盛り込まれておりますが、引き続き高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう、市町村と十分に連携しながら、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

12月市町村議会定例会で協議、議決いただきました広域連合規約の一部変更につきましては、昨日2月9日付けで岩手県知事から許可されたことを報告申し上げます。この許可により、広域連合議会議員の選挙方法や議員定数につきましては、3月1日から変更となるものであります。

また、平成21年度におきましては岩手県職員の派遣をいただき、長寿医療制度の見直しなどに対応するため、市町村や県とのパイプ役を担っていただくこととなっております。広域連合事務局の体制につきましては、今後とも事務の改善や経費の縮減に努めるとともに、市町村と連携を深めて長寿医療制度の円滑な運営を行ってまいります。

本日は平成21年度予算や岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例など、11件の議案をご提案申し上げますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（佐々木幸夫君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

順次質問を許します。

伊藤 彬君。

○16番（伊藤 彬君） 通告をいたしております内容についてご質問させていただきます。

保険料収納状況と強化取り組みの状況についてであります。保険料の徴収の事務は市町村の事務となっておりますので、その市町村の取り組み体制が徴収部門や後期高齢医療の担当と市町村によって異なっているところもあります。収納率にも影響が出てくると思いますが、現状はいかがでしょうか。

加えて、制度施行初年度であることから、年度途中の軽減措置や保険料の本算定により、納入方法が変更になったことがあるなど、現場では高齢者への説明回数が多く、若干の混乱

もあったようではありますが、滞納者が多くなることが懸念されておりますが、いかがでしょうか。

以下、3点についてご質問をさせていただきます。滞納者の状況はどのようになっていますでしょうか。収納率は当初予算どおり見込める状況にございますでしょうか。

2つ目には、滞納解消のため、広域連合は市町村にどのような指導をなさっておられますでしょうか。

3つ目には、収納率強化策として、例えば臨時徴収員を雇用した場合等の経費について、財政支援措置を国に要望できないかなどであります。ご質問をさせていただきます。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 伊藤 彬議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、滞納者の状況であります。20年12月末納期までの滞納者数は4,447人となっております。また同納期までの収納率は97.9%となっており、予定保険料収納率の98.5%を達成するために、収納を主管する市町村間の調整を図りながら収納率の向上に努めることとしております。

次に、滞納解消のため広域連合は市町村にどのような指導をしているのかのご質問であります。保険料の確実な収納を図るためには、収納事務を扱う市町村のみの判断にゆだねるのではなく、運営主体である広域連合が岩手県の協力のもとに市町村間の調整を図りながら、20年度保険料収納対策の実施計画を策定し、効果的、効率的な取り組みを行うこととしております。

具体的な取り組みとしては、市町村においては1月から5月までの期間を徴収強化月間として、保険料を納付していない方々に対して文書催告、電話催告、臨戸訪問などを行うこととしております。また2月には、市町村においては保険料に関する情報を広報に掲載するとともに、納付のPRを積極的に行うこととしております。このように全県において統一した取り組みを推進しながら、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、収納率強化策としての国の財政支援についてであります。国民健康保険における臨時徴収員等の雇用経費につきましては、岩手県調整交付金の特別調整交付金収納率向上対策として、岩手県が調整交付金を上積みしたと聞いておりますが、後期高齢者医療制度においては、特に徴収経費は措置されていないものであります。

また、厚生労働省に確認したところ、現時点では国庫補助事業として財政支援する考えはないとのことではありますが、今後、東北各県の広域連合や岩手県とも情報交換を行いながら、

その動向を見きわめ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（佐々木幸夫君） 伊藤 彬君。

○16番（伊藤 彬君） 1点確認をさせていただきます。当初、収納を考えた場合、特別徴収7割、普通徴収を3割という試算をなさったようですが、介護保険を参考にしてみますと特別徴収を8割、普通徴収を2割というふうな読みをしているようですが、10ポイントの差がございますけれども、この辺の読みはいかがだったでしょうか。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 今、お話がございましたとおり、当初、特別徴収8割、普通徴収が2割という想定で保険料の収納を立てたわけでございますけれども、現状としてはやはり特別徴収が7割、普通徴収が3割という状況でございますので、その分、普通徴収のほうに徴収の強化をしていかなければ、当初予定していた収納の確保は難しいという状況ではございます。現在、構成する各市町村の努力によりまして、今お答えしたとおり大分頑張っていたいておりますので、今後5月の出納整理期間に向けて鋭意、一緒になって努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

終わります。

○議長（佐々木幸夫君） 以上で、伊藤 彬君の質問を終わります。

次の質問者は、佐藤ケイ子さんです。

○3番（佐藤ケイ子君） 3番、北上の佐藤ケイ子でございます。後期高齢者医療制度については、苦情も含めてさまざまな意見が寄せられており、国民が納得するような見直しが必要になっております。厚生労働省では高齢者医療制度に関する検討会を設置し、有識者による議論が始まっているということです。

見直しの具体的な視点としては、1、高齢者医療を支える費用負担のあり方について、全世代の納得と共感が得られる枠組みとする。例えば特に健保組合で負担増となっている前期高齢者に係る費用負担のあり方を検討する。2、年齢のみによる区分のあり方について、例えば75歳以上でも現役で働いている方も含めて検討を加える。3、年金からの保険料支払いのあり方について、これまでの改善を踏まえ、普通徴収の対象拡大や選択性の導入を含め検討を加えるということだそうでございます。

この検討会は、平成20年9月から毎月のように開催され4回の会議が行われました。今後も1年間をめどに幅広い議論をすることとしておりますので、この制度はまだまだ流動的な

ものとなりそうです。ともに制度見直しに注目していくとともに、広域連合や市町村、国民、住民にとって不都合な点は、廃止も含めて声を上げていかなければならないと思うところで

さて、3項目の質問を通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

1項目めは、来年度の制度改正についてお伺いします。

21年度からの保険料軽減や納付方法の改正などについては、12月に国の方針が固まり本議会で提案されることとなり、重複してしまうこともありますので端的にお伺いをいたします。まず現在の保険料では、均等割が8.5割軽減と5割、2割の軽減となっておりますが、4月からは9割、7割、5割、2割の4段階になるのでしょうか。所得割の5割軽減や社保の被扶養者の9割軽減は変わらないようですが、いずれにしても軽減率が変わることによって、またミスが生じたり説明が難しくなりそうで、軽減の内容とその対応をお伺いしたいと思います。

次に、納付方法については、今までは国保税の未納がなかった方などに限定的に口座振替が認められましたが、今度はすべての方について口座振替と年金からの納付を選択することができることとなったようです。選択肢が広がること自体は高齢者にとってはよいことだと思いますが、徴収する側にとっては徴収率の低下など、課題も出てくるものと思われます。今後予想される問題点はどんなものが想定されているのか、その対応についてもお伺いいたします。

いずれにしても、制度改正によってわかりやすくなるなら結構ですけれども、ますます軽減率と所得段階区分が多くなり、わかりづらくなっています。収納率も下がると持続可能な制度なのか疑問です。国民の理解を得られるような制度改正を望みたいものです。

2項目めの質問は、医療費の状況についてです。

岩手県の広域連合の年間医療給付費は1,253億円で、月平均104億円を見込んでおりましたが、4月から8月までの5カ月間では約497億円、月平均99億円となり、推計とほぼ同じ程度で推移する見込みと、前回も答弁をいただいております。そこでその後の高額療養費や感染症の動向はどうだったのでしょうか。ことしのインフルエンザはあまり流行していないように私は思っておりますし、後期高齢者医療制度によって医療費抑制の傾向にあるのではないかと思っておりますが、今後の見込みをどう予測しているのかお伺いいたします。

3項目めの質問は、収納状況についてです。

この点については、先ほどの質問とも重複する点もありますけれども、私の観点からお伺

いをしたいと思います。まず納付方法の現状はどうなっているのでしょうか。基本的には年金天引きでスタートいたしました。が、年度途中で75歳になると普通徴収となることや、8月から口座振替が拡大され、当初見込みと違って毎月普通徴収が増えていることと思います。年金天引きと普通徴収の人数、また普通徴収の中でも、口座振替と納付書による窓口納付の方法、その人数、割合をお伺いいたします。

次に、収納率の状況はどうでしょうか。当初は99%に近い収納率を見込んで保険料を算定しているわけですが、予想したより普通徴収が多く未納が多くなっているようです。県保険医協会の調査によると、9月現在での普通徴収は3万7,650人で、そのうち滞納が2,847人、滞納率7.6%ということです。全国平均の滞納率は10.65%ということで、全国よりは若干良いものの、毎月未納が増えているということです。そこで現時点での収納率はどうなっているのかお伺いいたします。また年度末の収納率はどう予想し、その収納率が低い場合はどのように対応するのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 佐藤ケイ子議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、平成21年度以降の保険料軽減についてであります。20年7月に改正しました後期高齢者医療に関する条例に基づく20年度保険料軽減措置と同様の軽減を実施することとしております。具体的には均等割、7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が基礎年金のみで生活している世帯など、実質的に負担能力が極めて低い世帯については9割軽減することとしております。

今年度の改正では経過的な軽減策でありましたので、7割軽減世帯を一律8.5割軽減としましたが、21年度以降の恒久的な措置としまして、均等割7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合に9割軽減するものであります。また所得割を負担する方の中で、年金収入が153万円から211万円までの所得の低い方々につきましては、本年度改正と同様に一律5割軽減とするものであります。また被用者保険の被扶養者であった方々に対する均等割の軽減につきましては、21年度におきましても9割軽減を継続することとしております。

次に、納付方法の変更についてであります。7月の政令改正では年金収入が180万円未満で、世帯主又は滞納者の口座振替により納付する場合と制限されておりましたが、20年12月25日に公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令によりまして制限が緩和されております。各市町村におきましては、1月上旬から中旬にかけ

まして口座振替のご案内を対象となる方々にお送りし、21年4月分の年金から保険料特別徴収の中止手続を現在進めているところであります。

なお、7月改正に伴い口座振替に変更した方は907名でしたが、今回の改正に伴い変更の申し込みをした方は、1月末現在、2,928名となっております。

次に、納付の変更に伴う問題点としましては、18年度に厚生労働省から示された特別徴収割合は80%とされておりましたが、1月6日現在の金額ベースの特別徴収割合は69.7%にとどまっており、今後さらに保険料支払いの方法の変更により普通徴収割合が上がりますと、年金からの特別徴収を前提に考えられた市町村の徴収体制を見直す必要があるものと考えております。

次に、医療給付費の推移についてでございますが、4月から11月診療分までの8カ月間で実施した医療給付費は、803億3,751万円となっております。昨年度の老人保健制度における同期間の医療費総額は800億9,145万円となっており、2億4,600万円ほど増えております。平成20年、21年度後期高齢者医療制度保険料賦課算定時に推計した医療給付費は、2年間で2,505億2,134万円ですが、単純比較として1カ月分の医療給付費で比較した場合、本年度は100億4,219万円、推計時では104億3,839万円となっております。インフルエンザの流行など、今後医療給付が増える要因はございますが、現時点では3億9,620万円ほど少ない状況となっております。

次に、納付方法の状況でございますが、20年12月末現在で窓口納付は2万5,134人、18.9%、口座振替による納付は9,856人、7.4%、年金からの特別徴収は9万7,781人、73.7%となっております。また20年12月末現在での普通徴収の収納率は92.8%となっており、特別徴収分をあわせた収納率は97.9%となっております。

特別徴収割合が低下する中、予定保険料収納率98.5%を達成するためには、普通徴収の収納率を当初見込みの92.3%から94.8%に上げる必要があることから、今後の対策といたしまして保険料の確実な収納を図るため、広域連合が岩手県の協力のもとに収納を主管する市町村間の調整を図りながら、全県で徴収強化月間を設けるなど統一した取り組みを推進し、保険料収納率の向上に努めることとしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（佐々木幸夫君） 佐藤ケイ子さん。

○3番（佐藤ケイ子君） まず、収納率、徴収の関係ですけれども、これは保険医協会の資料なんですけれども普通徴収のほうの収納率が出ていまして、県内で一番悪いところ、例えば

普通徴収の部分でいうと北上は11%の未納率があつて、一番ポイントにすれば悪いんですけども、お隣の西和賀町は未納がゼロというような状態なんですね。それからわりと町村のほうが収納率がよくて、これはやはり細かい指導というんですか、住民に対して身近な行政を象徴しているのかなと思ったりしますし、家庭の状況など把握して細かい指導をしているということが伺えるのではないかなと、私は個人的に思っています。

それで、全県的に徴収の方法について指導をする、取り組む、評価をするということはそのとおりだと思いますけれども、市町村ごとに事例研究とか徴収の実態の突き合わせとか改善方法などとか、そういった意味で市町村間の連絡をこの広域連合がとり合つて、いい事例を学び合うということをするべきではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸夫君） 業務課長。

○業務課長（佐藤郁夫君） 今の件でございますけれども、事例研究等の研修につきましては今年度はもう既にやっておりますけれども、来年度につきましても全県の徴収担当者を集めまして研修することにしておりまして、議員のご提案については積極的に取り入れていきたいと思つています。市町村間でどうしても収納率に差があるというものにつきましても、国民健康保険についても同じでございますので、それを見ながら研究、研修等に役立てていきたいと思つています。

以上です。

○議長（佐々木幸夫君） 佐藤ケイ子さん。

○3番（佐藤ケイ子君） それでは、この軽減率のことについてなんですけれども、非常に所得の段階によって均等割の軽減率も違ふ、それから所得割の適用になる人もいる、ならない人もいるということで、本当に説明のしにくい軽減の制度なんだと思つておりますが、こういった部分について、さらに理解を得られるような周知の方法を決定していただきたいと思つていますけれども、それについては広域連合がなすべき部分、市町村がする部分を明言いただきたいと思つています。

○議長（佐々木幸夫君） 業務課長。

○業務課長（佐藤郁夫君） お答えします。

たしかに、この軽減に関しましては、わかりづらい点がかかなりあったというのは承知しておりますけれども、広域連合としましては来月になりますけれども、この変わった点につきまして全被保険者19万人あまりにダイレクトメールで、この制度の周知をするパンフレット

等をお送りすることにしてございます。

ついででございますけれども、健康に留意しましょうというようなパンフレットとか、それからおれおれ詐欺とか還付金詐欺等が今出ておりますので、それらについても気をつけましょうというようなパンフレットを同封しましたのを、全員に配布する予定でございます。これで詳しくご説明したいと思っております。さらに市町村からも収納対策に合わせましてこの軽減についてどのようになるということを周知するように、広報で流してもらおうということしております。

○議長（佐々木幸夫君） 以上で佐藤ケイ子さんの一般質問を終わります。

これにて一般質問を終えます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

議案書の1ページ、2ページをご覧いただきたいと思います。

提案理由でございますけれども、岩手県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更に合わせて、議会の議員の議員報酬を改定しようとするものでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

条例の第2条中5万円ということでございますが、議長が5万円ということをして2万1,000円、それから副議長につきましては、年額4万円を1万8,000円、議員につきましては、年額3万円を1万5,000円に改めようとするものであります。この条例は平成21年3月1日から施行するものでございます。

以上、第1号議案についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

長門孝則君。

○17番（長門孝則君） 議案には異論はないんですが、参考までにお聞きしたいんですが、東北6県の広域連合の報酬を見た場合に、この議員報酬の1万5,000円がどの位置にあるのかなど。東北6県での最高の額と最低の額、もしおわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 東北6県の議員報酬の状況でございますけれども、議長の最高額は改正前のところで岩手県が5万円で最高でございます。それから副議長でございますけれども、これも岩手県の4万円が最高の額となっているところでございます。それから議員報酬でございますが、3万円ということございましたけれども、3万円が宮城県、山形県でございます、最低が秋田県の2万1,000円という状況になっております。全体的に見て上位のほうにあるという気はしております。

○議長（佐々木幸夫君） 岩部 茂君。

○11番（岩部 茂君） 今の議員報酬の件についてお伺いしますといいますか、この案については別に反対というわけではございませんけれども、先ほどの全員協議会の際に4団体の意向等を踏まえてということにしましたということでございますが、私は今日出席の議員さんたちが、それぞれ報酬なり給与なりを得ておりますよというようなことございまして、そういう4団体の話し合いの中で、なくてもいいんでないかというような話し合いがなかったかどうか、その点をお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 今、4団体の協議の中で、報酬がなくてもいいんじゃないかという、そういう意見がなかったかということでございますけれども、確かに全国の状況を見ますと出していないところがございまして、そのお話は私ども事務局からもさせていただいたという経緯がございました。ただ、その中でやはり現行の予算の範囲内という声が大きかったものですので、そういうものも考慮し決定させていただいて、ご提案申し上げているところでございます。

○議長（佐々木幸夫君） あと、その他ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号から議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第7、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第8、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） それでは議案第2号でございますけれども、3ページをご覧ください。だきたいと思えます。「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により新設された育児短時間勤務制度その他育児休業等に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

4ページ、5ページから7ページに改正条例を掲げてございますけれども、内容については育児短時間勤務制度を改めるということになります。1日の勤務時間が4時間の勤務形態ということで週20時間とするもの、あるいは1日の勤務時間が5時間の勤務形態で週25時

間の勤務にする、あるいはそれ以外の勤務時間が1日8時間ということで週24時間の勤務にするという内容の条例の改正でございます。施行の期日は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、第3号の議案でございます。

8ページでございますけれども、「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これも地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によって、必要な事項を定めるというものでございます。

改正の内容としては、育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、その勤務形態を選択して勤務することができるようになったことで、その形態を改めるものであります。条例の改正内容は9ページ、10ページに記載しているとおりでございます。施行期日は公布の日から施行するというものでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第4号でございます。「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これも地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正によって、必要な事項を定めようとするものであります。承認された勤務時間、週20時間、24時間、25時間というものを、週の40時間の勤務で割った数で得た額を定めるというものであります。改正の内容については12ページに記載しているとおりでございます。

以上、議案第2号、議案第3号、議案第4号について一括でご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第2号から議案第4号まで、3件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第9、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 13ページをお開きいただきたいと思います。13ページ、14ページでございます。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてでございます。

改正の趣旨でございますけれども、被扶養者であった被保険者にかかる保険料、収納の激変緩和措置が平成21年度まで1年間延長されたこと、あるいは後期高齢者医療制度の円滑な運営のための対策の充実のための財源に充てるために交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に充てるために、必要な事項を定めようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、説明会等の開催経費の部分、それからきめ細かな相談体制の整備に係る経費の部分、均等割7割軽減世帯のうちの被保険者全員が所得のない世帯について、被保険者均等割額の減額9割軽減あるいは基礎控除後の総所得金額が58万円以下の所得割額の減額5割軽減とする経費の部分積み立てるという内容でございます。施行期日は公布の日から施行するというものであります。

14ページには、改正の内容が記載しているものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第10、議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 15ページ、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

改正の趣旨でございますが、平成21年度以降の保険料軽減措置対策及び普通徴収の際の保険料賦課の特例、いわゆる暫定賦課に対する対応をするために、必要な事項を定めようとするものであります。

改正の内容は、16、17ページに記載しているとおりでございますけれども、均等割7割軽減世帯のうち、被保険者全員が所得のない世帯について9割軽減をすること、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の所得割額を一律5割軽減とすること、被用者保険の被扶養者であった者の均等割額9割軽減を21年度も継続すること、それから暫定賦課の部分でございま

すけれども、現状の額が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たない場合は、過大な徴収となるおそれがあることから、修正の申し出をできる取り扱いとしたこととさせていただきます。施行期日は平成21年4月1日から施行するものとさせていただきます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第11、議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 18ページ、19ページをご覧くださいと思います。

議案第7号でございます。「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」

についてでございます。

協議の趣旨でございますけれども、岩手中部地区広域市町村圏事務組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させ、盛岡地区衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させるとともに、岩手県市町村総合事務組合の規約の一部を変更することについて、議決を求めるものであります。

協議の内容でございますけれども、平成21年3月31日をもって解散する岩手中部地区広域市町村圏事務組合を、同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることであります。

2つ目として、平成21年4月1日に盛岡地区衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡地区衛生処理組合に係る議会の議員、その他非常勤職員に係る災害補償に関する事務を、同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理することです。

また、3つ目としては、岩手県市町村総合事務組合規約の所要の整備を行うものでございます。

規約の変更は19ページに書いてあるとおりでございます。この規約は平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第12、議案第8号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 議案書の20ページから21、22ページをご覧いただきたいと思えます。

議案第8号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4,006万4,000円を追加し、11億9,328万5,000円とするものであります。

別冊の資料として、平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書をご参照いただきたいと思っております。以下、補正予算事項別明細書を見ながらご説明をさせていただきます。

1ページから7ページまでのところをご覧いただきたいと思えます。

まず初めに、歳入についてであります。

1ページの第1款分担金及び負担金であります。市町村の事務費負担金700万円を減額したものでございます。これは派遣職員が25名から24名ということで、1名減員となったことによるものでございます。

4ページ、5ページでございます。

次に、第2款の国庫支出金であります。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金9億2,906万4,000円の増額となっているものでございます。新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者の方々に対する軽減分、9割軽減というものでございます。

それから次のページ、6ページをお開きいただきたいと思えます。

第8款でございます。諸収入ということになってきますけれども、預金利子1,800万円の増額となっているところでございます。

次に、8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

第2款の総務費でございます。事項別明細の8ページ、9ページ、9億4,006万4,000円の増額となっております。これは財政調整基金積立金1,800万円を積み立てておりますし、それから後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金に9億2,906万4,000円を積み立てたものでございます。

以上、議案第8号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第8号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第13、議案第9号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 議案第9号でございます。

議案書の23ページから25ページをお開きいただきたいと思います。併せまして、別冊となっております平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書、平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合の特別会計の補正予算に関する説明書でございます。こちらも併せてご覧いただきたいと思います。別冊でご説明を申し上げたいと思います。

初めに、歳入でございます。

11ページからになります。

第1款の市町村支出金でございます。補正額として2億3,662万6,000円の減額となっているものでございます。構成市町村からの事務費負担金、それから保険料負担金、それから保険基盤安定負担金、療養給付費負担金等の減額によるものでございます。

第2款の国庫支出金でございます。6億2,783万円の減額でございます。これも国の療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、それから保健事業費補助金の減額、それから国の特別対策として、保険料軽減のために高齢者医療制度円滑運営補助金が5億4,820万2,000円ほど増額となったものでございます。

第3款の県支出金でございますが、4,647万2,000円の減額でございます。療養給付費の負担金や高額療養負担金の減額によるものでございます。

第4款の支払基金交付金でございます。19億1,026万9,000円の増額となっております。これは各医療保険者からの社会保険診療報酬支払基金の交付金でございます。

第5款は、特別な高額医療費共同事業交付金ということでございますが、1,171万4,000円の減額となっております。

第8款は繰入金ということで、後期高齢者医療制度の臨時特例基金繰入金が6,250万2,000円ほど減額となったものであります。

第10款の諸収入でございます。1億4,092万5,000円の減額となっておりますが、交通事故等の第三者納付金に係る損害賠償金でございます。

次に、事項別明細の歳出の部分でございますが、22ページ以降をご覧いただきたいと思っております。

第1款の総務費が2,316万6,000円の増額となっているものであります。これは説明欄に書いてございますけれども、広域連合電算処理システムの増加、それから一般管理事務の減額という内容となっているものでございます。

22ページの第2款の保険給付費でございますけれども、療養給付費が5億5,843万4,000円の増額でございますし、それから訪問看護療養費も2,465万3,000円の増額、国保連に支

払うレセプトの審査支払手数料でございますが、2,851万4,000円の減額となっているものであります。合わせまして5億5,457万3,000円の増額となっているところであります。それから2項としては高額療養費がございます。2億5,577万円でございます。

24ページにまいりまして葬祭費ということでございます。

高齢者の方が亡くなられた場合に3万円を支給しているものでございますけれども、4,800万円ほどの減額ということになっております。大体1万人弱の方が対象になっているということでございます。

第3款は県の財政安定化基金拠出金というものでございます。222万9,000円の減でございます。

第4款は特別高額医療費共同事業拠出金ということでございまして、1,169万3,000円の減となっております。

最後になりますが、第5款のところ、保健事業費でございます。総額で1,261万3,000円の増額ということでございます。健康診査費のところは2,031万4,000円減額となっているものであります。

以上、議案9号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第9号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第9号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第14、議案第10号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 議案書の26ページをご覧いただきたいと思います。26ページから28ページでございます。

議案第10号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,934万5,000円と定めるものでございます。

併せまして、21年度の別冊となっております事項別明細もご覧いただきたいと思います。本年度予算額でございますが2億2,934万5,000円でございます。前年度が2億3,401万5,000円ということで総額で467万円ほど、2.0%ほどの減少という状況でございます。事項別明細によって説明をさせていただきたいと思います。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金でございます。事務費経費に係る市町村の負担金でありますけれども、2億1,476万8,000円でございます。

下のほうにまいりまして第2款国庫支出金でございます。168万9,000円。これは田野畑村の部分に係る保険料不均一賦課に係る国の支出金であります。

次のページ、6ページにまいりまして第3款県支出金でございます。同じく保険料の不均一賦課負担金168万9,000円ということで、県が半分を負担するものであります。

第4款は割愛します。頭出しの1,000円、寄附金も1,000円でございます。

繰入金は850万円で、財政調整基金からの繰入金ということでございます。

繰越金は50万円となっているものでございます。

8ページには、諸収入、預金利息の部分、それから雑入部分を計上してございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてであります。

第1款の議会費192万1,000円で、議員の報酬あるいは議会の運営に要する経費でございます。

第2款でございますが、総務費2億2,283万7,000円となっております。これは一般管理費の部分であります。

次のページにまいりまして、2項選挙費2万4,000円、3項が監査委員費18万5,000円となっているところであります。

第3款は民生費ということで337万8,000円でございますが、これは先ほどの保険料不均一賦課に係る特別会計への繰出金でございます。

以上、議案第10号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第10号に対する質疑に入ります。

佐藤ケイ子さん。

○3番（佐藤ケイ子君） 職員の体制についてお伺いいたします。

21年度の職員は23人で計上していらっしゃいますけれども、これは20年度補正の中でも25名予算化したけれども、1名減らして24名だったと。それから今度は21年度も、さらにもう一人減らすということですが、どういう体制で行うのか、その経過と、それから新年度の体制について説明をいただきたいと思います。

それから、選挙管理費が若干ですけれども入っているわけですが、基本的には全市町村から議員が出るわけですから、選挙はないものというふうに私はとらえておりますけれども、ここはどういう積算になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） お答えを申し上げます。

職員体制でございますけれども、20年度が24名で1名少なかったわけでございます。21年度については、県から実は当初2人の派遣をお願いをしておったところございましたけれども、1名ということで4月からは派遣をいただくということでございましたので、市町村の派遣の職員が減ったというところでございます。事務処理のいろいろな体制の中で、やはり業務が広域連合のいわゆる賦課徴収あるいは給付、そういった部分を担う部分でございますので、その部分に県からの職員の方に来ていただいて、県あるいは各市町村との緊密な連携を図りながらご活躍をいただくというポストで来ていただくことを考えているところで

ございます。

私どもの事務の処理体制が、ある程度確定してきたということでの減員ということになります。

それから選挙費の関係で、今回規約改正をすることによって、私どもで事務を処理する部分は確かにあるわけですが、この2万4,000円というのは選挙管理委員の報酬の部分でございますし、それに係る費用弁償という部分なので、今年度そういった実際の選挙事務というのは私どもではかかわるものはございませんが、経過を見ながら調整はさせていただきたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸夫君） 秋元厚子さん。

○19番（秋元厚子君） 予算の説明書の中のほうの第2款総務費の中の一般管理費、この使用料賃借料の中の事務室の賃借料についてお尋ねをいたします。

後期高齢医療広域連合という新しい法令の施行に伴いまして、事務室の確保ということになったわけですが、ご苦勞もあつたと思っておりますけれども、しかし私はこの事務室の賃借料が高いのではないかというふうな、その感を否めないわけでごさいます、そこで質問させていただきますが、この自治会館に事務室を設置されたその経緯と申しましようか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） お答え申し上げます。

準備段階で、いろいろと県の職員の方のお力をお借りして立ち上げをしたということでごさいます、当初自治会館にお世話になる前でごさいますけれども、当初検討された部分が国保連、マリオス、自治会館ということで、できるだけ公的な施設ということで検討され、こちらにお世話になっているという状況でごさいました。

そういう中で、今、議員さんからお話のごさいました事務室の使用料が高いのではないかということで、これは私どもの事務局のほうでも業務運営委員会というものを立ち上げておりまして、各市町村からのいろいろなご意見等を賜るそういう委員会があるわけでごさいます、その場でもそういう意見をいただいたということで、私どもとしても市内の状況というものも調べながらきたという状況でごさいました。

盛岡の事務室の使用料と申しますか、事務所料と申しますか、そういうものをいろいろと調べますと、駅、市の中心部のところは坪単価が1万円を超える状況にごさいました。そう

いう中で、何とか経費の節減をしていこうということで、自治会館の管理組合とも協議をさせていただいたという状況になっております。

坪単価にいたしますとやはり1万円を切るような状況となっておりますので、いろいろな算定方法はあるかとは思いますが、当初入居した使用料に比べますと、かなりの値下げにはなっているというふうに考えているところでございます。私どもとすればいろいろと検討はさせていただきましたけれども、最終的に自治会館と協議を行い総合的に判断いたしまして、賃料を決めさせていただいているという状況になっております。

○副広域連合長（稲葉 暉君） ただいまの事務局長の説明に補足させていただきたいと思えます。副連合長というよりは、私は自治会館の管理者でございますので、高いという話が出て、いや、実は当然事務方とすればこういう財政状況でございますので、より安く合理的なのが当然だろうと思えます。

ただ、自治会館の経営状況から申し上げますと、この広域連合の前身の準備委員会が入ったときに比べて、1,000万円以上の年間の減収になっております。そういうことで今後、その辺の高い低い話が出て、うちのテナントと不動産と申しますか、自治会館側としてはそういう立場からいって、さらにとか今の水準であれば自治会館側もお断りせざるを得ないというような状況まできているということを、一応お含みおきいただきたいと思えます。

確かに、市内はこういう経済状況でございますので、もっと安いところもたくさんあるかと思えますけれども、自治会館側とすれば一定の賃料で採算を合わせているというような形で、正直申し上げまして赤字で、しかも年間1,000万円以上の赤字、従来の賃料に比べればそれぐらいの減収で対応させてもらってきたということでございますので、今後、事務局側と自治会館側との交渉の中で、ひとつその交渉の経緯も議員さんたちに明らかにしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸夫君） 秋元厚子さん。

○19番（秋元厚子君） 稲葉町長さんがいらっしゃる前で、質問はちょっと何か言いづらい面もありましたけれども、本当に事務局側も、また稲葉町長さんのほうの自治会館側もご苦労なされて、いろいろな事情がおありのようございまして、一応理解するものでございます。それで今の事情ですと、ずっとここに事務所を構えるというふうな方向であるのかなというふうに思うわけですが、事務局にもう一度お尋ねしますけれども、今後についてはどういうお考えをいらっしゃるか、この辺をもう一度お願いします。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 自治会館側には立ち上げのときに、事務室をお借りするという
ことで、ご配慮いただいたということでもございましたけれども、確かに東北の各県の状況を見
ますと、やはり賃料もまちまち、無料のところから700万円、800万円お支払いしている
ところもございまして、いろいろなケースが考えられるということで、実態から見ますと、確
かに賃料というのは下がっている状況にはございますので、今回は自治会館にかなりご配慮
をいただいたという認識は持っております。

坪単価にしますと8,000円を割るような状況になっておりますので、そういう厳しい状況
を踏まえながら総合的に判断をしたというのが今回の事情でございました。まだまだ確かに
議員さんご指摘のとおり、広域連合の事務方とすれば、市町村から事務費負担金をいただ
いて運営している立場でございまして、組織は全く別なわけでございますので、そういう
ところも十分に考慮しながら、今後判断をするということにはなつてこようかと思ひます。各
団体と協力をしながら運営をしていくということも、していかなければならないようなこと
でございまして、そういう立場で今後とも進めていきたいというふうには思っております。

○議長（佐々木幸夫君） 秋元厚子さん。

○19番（秋元厚子君） 前年度の使用料、賃借料よりはずっと下回って、今年度の予算で
ございまして、その辺は評価をいたすものでございます。ただいま稲葉町長さん、それから事
務局のほうからのいろいろな事情をお伺いしましたけれども、ご案内のとおり、各市町村い
ずも大変な財政事情の厳しい中での財政運営でございまして、広域連合におきまして一
層の経費節減に努めていただきたいと、そういうことを要望して終わります。

○議長（佐々木幸夫君） 岩部茂君。

○11番（岩部茂君） 今の事務室の移転問題にも関係しますけれども、いろいろ移転とい
うものについては前段のバトルがあったようでございます。そこでいろいろ私は聞いた話で
ございますから、真実かどうかわかりません。1つは駅から遠いとか、それから賃借料が高い
とか、それから事務室が狭いとかというようなことがあったようでございます。

それで、その中身を見てみますと、残れというのならそれなりのものを示せとか、タクシ
ー代を払えとか、いろいろあったように聞いてございます。ですから私はやっぱりそういう
職員の資質といいますか、そういうものを連合長からきちっと人事管理をしていただきた
いと、もしもそういうのであればですよ。

ここにも職員住宅賃借料というのが計上されてございます。多分どこかを借りてやってい

るんだと思いますけれども、職員を泊めれば頭が痛くなって家に帰るとか、そのような話もあったようでございますけれども、ですからやっぱりその辺、任命権といいますか、忠誠心といいますか、そういうものが若干欠けている部分もあるのかなというふうに私は思っております。

ですから、この後期高齢者医療制度そのものもそうでございますが、いろいろな問題点があると。そしてさらにはそれを担当する職員といいますか、事務局がそういう体制であったならば、中身は全く正確なものが出てこないではなかろうかなと私は懸念するところでございます。ですからその部分につきましても十分配慮しながら、この広域連合を管理、運営していただきたいということをお願い申し上げる次第でございます。

○議長（佐々木幸夫君） 答弁は要らないですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第10号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第15、議案第11「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（川口展世君） 議案書の29ページから33ページをご覧いただきたいと思います。

「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明を申し上げます

歳入歳出予算でありますけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,299億7,386万円と定めるものであります。

一時借入金のところがございますけれども、一時借入の最高額は100億円と定めるものであります。

歳出予算の各項のページの金額を流用することができる場合は次の場合とするということ、保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合に、同一款内でこれらの経費の各項間流用をするというものであります。

それでは、別冊の21年度特別会計予算に関する説明書も併せてご覧いただきたいと思ます。

こちらの19ページからになります。

第1款市町村支出金であります。206億2,275万8,000円ということであります。

第2款国庫支出金であります。435億1,373万円となっております。内訳としては療養給付費あるいは高額療養費に係る負担金、調整交付金あるいは健康診査事業に係る補助金などでございます。

第3款県支出金でございますけれども、105億85万5,000円となっております。療養給付費あるいは高額療養に係る負担金であります。

第4款支払基金交付金でございます。543億5,050万1,000円でございます。医療保険者からの収益というものでございます。社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

第5款特別高額療養共同事業交付金であります。1,159万7,000円となっております。

第8款の繰入金であります。9億2,112万3,000円であります。これは保険料不均一賦課に係る一般会計からの繰入金337万8,000円と、保険料の減額分を補てんする後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金9億1,774万4,000円でございます。

11款は第三者行為に係る交通事故などの損害賠償金でございます。5,229万3,000円となっております。

歳入は以上であります。歳出でございます。

事項別明細のほうで見ますと、32ページからになりますけれども、第1款の総務費であります。3億5,242万6,000円となっております。内訳は右の説明欄に記載してございます。一般管理事務の部分とか医療費適正化事業の部分、それから広域連合の電算処理システムなどです。お目通しをいただきたいと思っております。

第1款総務費の賦課徴収費になりますけれども、65万1,000円ほどでございます。これは先ほどもご質問ございましたけれども、徴収担当事務者の研修会の経費などを計上しているものでございます。

第2款、34ページにまいりますと保険給付費でございます。総額で療養給付費が1,247億6,874万9,000円となっております。これは療養給付費の部分、訪問看護療養費、移送費、審査支払手数料などでございます。

第2款の保険給付費は高額療養給付費ということでございます。

下のほうにまいりまして保険給付費のその他医療給付費でございますが、葬祭費ということでございます。3億252万円ほどとなっております。葬祭費3万円を支出する部分でございます。

次のページ、36ページにまいりまして、県の財政安定化基金拠出金ということでございます。1億583万9,000円となっております。県の基金に拠出するというものでございます。

第4款は特別高額医療費共同事業拠出金というものであります。高額なレセプトの部分になってまいりますけれども、国保中央会へ拠出するというものであります。

第5款は保健事業費ということで2億1,101万1,000円でございます。関係市町村と共同で行う健康診査への補助金1億9,409万7,000円、そういったものを計上したものであります。

第8款は公債費ということで、これは一時借入れを行うものでございまして、70億円ほど見込んでおりますけれども、その借入利子分ということでございます。1,136万5,000円を計上しています。

残りの款のところはお目通しをいただければと思います。

以上、議案第11号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第11号に対する質疑に入ります。

千田 力君。

○6番（千田 力君） 6番の千田力であります。

一番目についたところからお伺いしますが、33ページ、一般管理費でございます。その中で広域連合電算処理システムでの管理事務というところで、1億3,100万ほどの計上でございますが、電話料を除けばそれなりの金額ということになると思いますが、金額よりもこの組織といいますかシステム処理の組織についてお伺いをしたいと思っております。

これは岩手県だけで単独でやっているわけではないと思っておりますので、そういう委託先があると思うんですが、1つは運用組織、それから開発組織というのがあると思っておりますけれども、これはどのようになっているのか、例えば全国段階で共同開発したものを使うということになっていると思うんですが、そういうことなのかどうかを確認したいと思う次第でございます。

それから、ここでまたシステムサーバー増設委託料が3,700万円ほど計上になってございますが、これはデータ量の増によつての恐らく増設ではないかと思っておりますが、その内容についてもお伺いをしたいと思う次第でございます。

○議長（佐々木幸夫君） 業務課長。

○業務課長（佐藤郁夫君） お答えします。

システム管理関係でございますけれども、これにつきましては、開発は厚生労働省が国保中央会に委託をして、全国で同じシステムを使うという格好になっております。ということで開発関係については国保中央会ということになろうかと思っております。

それから、運用につきましては、各都道府県が1つのサーバーという本体を管理する格好になりますので、岩手県の場合につきましては、株式会社アイシーエスに委託をしております。

それから、追加のシステムサーバーの3,700万円の件でございますけれども、これにつきましては、今運用しております標準システムがかなりデータ量もございますけれども、システムの負荷がかかり過ぎるということで、データを処理する上でかなり時間がかかる部分がございます。これにつきまして負荷を分散するために、全国ですべての都道府県になりますけれどもサーバーを増設しまして、この負荷を分散するという仕組みにするものでございます。

以上です。

○議長（佐々木幸夫君） 千田 力君。

○6番（千田 力君） 内容は承知をしたところでございますが、先ほどの一般会計のほうと

の関連もありますけれども、事務のすぐ目に見えるものではなくて、このシステムというのはなかなか私どもが見えないし、特に全国段階で開発されているということになりますと我々の力の及ばないといえますか、そういうことになると思います。

そこで経費節減の意味もございしますが、十分にこういうシステム開発なり委託についても、開発は国保中央会ですか、そういうところでやっているのも難しいかと思えますけれども、いずれも経費節減の面から十分に目を配っていただきたい、こう思うわけです。これはかなり難しい専門的な知識が必要だと思うので、行き届かない点があるかと思えますけれども、その辺に留意をしていただきたい。特に運用組織の面などで県内の業者に委託するような場合につきましては、ここで目が届く範囲であれば十分に目を配っていただいて、経費節減にご努力をいただきたい、このような点をご要望申し上げたいと思う次第です。回答はいいです。

○議長（佐々木幸夫君） 小原豊明君。

○15番（小原豊明君） 15番の小原です。2点ご質問いたします。

1つは、歳出の療養諸費、それから高額療養諸費、かなり増えています。これは1月分増えるというのはわかるんですが、それ以上に増えているような気がしまして、この点、医療費全体が増えているのかどうか、そのあたり、ちょっと教えていただければと思います。

それから、もう一点でございしますが、一般質問でも出たんですけども、その滞納についてどう取り組むかというようなお話がありました。事務方でも大変ご努力をされて、収納率は極力高くするという事なんですけど、やはりどうしても滞納は出てしまうと。軽減措置もかなり手厚く1年延期したりしまして、被保険者のことを考えているようでございしますが、ご案内のように景気はさらに冷え込んでいる、そういったときに、やはりどうしても滞納が出ると思います。

そのときいつも問題になるのが保険証の問題でございまして、今度2年目に入るわけですが、まだ時間的な問題があるかもしれませんが、保険証、次いで短期に変わって、その次には資格証明に移っていくんだろうと思います。

資格証明で質問といえますか、半分意見なんですけれども、こういったことにどう取り組むつもりかということです。私は一定のルールで短期までは行ってもいいと思うんですが、資格証明書の発行にはできるだけ抑制的に対応すべきではないか、経済的にだれが見ても余裕ある人に対しては厳しい姿勢で臨んでいいと思いますが、そうでない生活困窮状況が見える方々には、一律に資格証明を適用するのではなくて、そこは単独的に扱って、といえます

のは、それをやったから収納率が上がるわけでもなし、どうしても意地悪に見えるんですね。したがって短期にして、そこで面談の機会を持って、少しでも払っていただくような体制にしたほうがいいのではないかと、そのように思っておりますが、そういったことについてどうお考えなのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木幸夫君） 事務局長。

○事務局長（川口展世君） 2点ほどご質問ございました。

療養諸費の関係でございますが、20年度については11カ月分の医療費になっておりまして、1カ月分少ない金額。4月から始まったということで、通常老人保健制度は3月から2月診療分が請求されるわけで、3月がありませんので1カ月分少ないという状況になっておりましたので、その部分が影響をしているものと思います。それから20年度の給付の伸び見込みを、20年度は3.2%ほど伸ばしております。

それに加えて被保険者数も伸びますので、3.5%伸ばしたという要因がございます。やはりある程度、高齢者の方々の医療費というのはかなり上がってくるものですから、十分に考慮した上で、不足が出ないような形で対応していかなければならないということ。それから2年間の保険料の総額を決めておりますので、その中での調整という部分がございます、今回大幅に伸びたような形にはなっておりますが、12カ月分であるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、滞納者への取り組みということでございますが、議員さんがおっしゃられたとおり、一律に適用するというものは、私どもとしてもいかがなものか、全国的にもまだ相当な収入の基準という部分が明確に打ち出されておられませんし、厚労省としても、基準をつくる際には十分に厚労省と相談してほしいという通知も来ております。全国の後期高齢者医療広域連合の事務局長会議でも、新しい情報が出てくると思います。かなり悪質な方や、相当な収入がある方に限定していかないと、高齢者の場合はやはり病院にかからないということになってしまいますと、非常に状況が一気に悪くなるということがございますので、十分に配慮をしながら対応を進めていかなければならないと思っております。

全国の状況あるいは国保の状況、東北の各広域連合の状況、そういうところとも情報交換をしながら、適切に対応をしていきたいと思っております。

以上であります。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

これより議案第11号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木幸夫君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐々木 幸 夫

署 名 議 員 上 机 莞 治

署 名 議 員 小 原 豊 明